山元町奨学金貸与制度(奨学基金)の廃止及び山元町学校教育基金の設置について

町では、経済的理由により就学困難な高校生等を対象に奨学金を支給する「山元町奨学金貸与」制度を設けていますが、平成26年度に国の「高校生等奨学給付金」制度が創設されて以降、同制度が年々拡充されており、ここ数年、町の奨学金貸与制度の利用が無い状況にあります。

これに関連して、奨学金貸与の原資となる奨学基金も活用されていないことから、同基金 (廃止)を新たな基金 (新設)に移行し、基金の有効活用を図るものです。

1 町の奨学金制度について

(1) 沿革

昭和41年に、4人の方から教育関係に使用して欲しいと合計115万円の寄付があり、 その使途については町長に一任され、奨学金制度を設置した。しかしながら、寄付金だけで は資金不足が生じる可能性があるため、昭和41年度内に一般会計から繰り入れ(基金積み 立て目標額300万円)を行い、昭和42年度から制度を開始した。

(2) 現行制度内容(独立行政法人日本学生支援機構から貸与を受けた場合、町の制度は対象外) 対象:町内に住所があり、経済的な理由により就学が困難な学生等

(高等学校(専修学校)、高等専門学校、短大・大学)

償還:無利子、償還10~15年以内(一時、年賦、半年賦、月賦)

(3) 奨学金貸与の実績(令和6年度現在 最終奨学金貸付実績 H29年4月)

貸与者数	貸与金額	償還済額	未収残高	
14 人	15,770,000 円	8, 366, 500 円	7, 403, 500 円	

(4) 奨学基金残高

2 国の制度						
名 称		内 容				
高等学校等就学支援金	※ 1	授業料支援				
高校生等奨学給付金	※ 2	教科書・教材費など授業料以外の教育支援				

※大学等、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度による。

3 山元町奨学金貸与、奨学基金の廃止及び学校教育基金の設置

	区 分	備考					
廃止	奨学金貸与条例(規則)	廃止後も従前のとおり返還					
	奨学基金条例	基金残を学校教育基金へ移替え					
新設	学校教育基金	事業の財源にあてる基金の処分					
		・児童・生徒の学習支援事業					
		・小・中学校の教材整備事業					
		・学校教育環境向上のための施設及び設備整備事業					
		・その他、目的を達成する事業					

総合教育会議資料 令和6年10月24日 教育委員会 教育総務課

4 その他

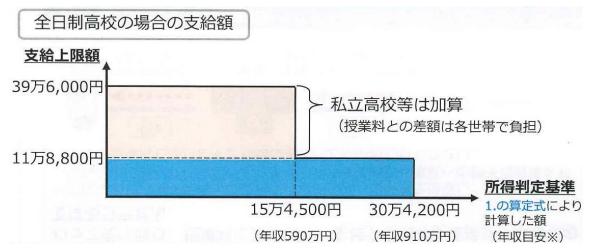
学校施設の財産処分(旧坂元中)について

国庫補助を受けて整備した建物等について、処分制限期間内に転用等をする場合は国の承認(財産処分手続)が必要であり、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物の有償による貸与・譲渡で得た額については、国庫納付金相当額を学校施設整備のための基金に積み立てる必要がある。

【参考(文部科学省 パンフレット抜粋)】

※1 高等学校等就学支援金

- (1) 公立学校に通う生徒 公立高校授業料相当額(年額11万8,800円)
- (2) 私立学校等に通う生徒 所得に応じて支給額が変わる。
 - ※下図の「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安。 家族の人数や年齢、働いている人の人数等により、実際の対象は変わる。



※2 高校生等奨学給付金

概要:教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金

対象:生活保護世帯、住民税所得割が非課税の世帯

※ 家計が急変して非課税相当になった世帯も対象

令和6年度の給付額

1747世444	給付額(年額)		
世帯状況	国公立	私立	
生活保護受給世帯【全日制等・通信制】	32,300円	52,600円	
非課税世帯【全日制等】(第1子)	122,100円	· 142,600円	
非課税世帯【全日制等】(第2子以降) ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	143,700円	152,000円	
非課税世帯【通信制・専攻科】	50,500円	52,100円	

※家計急変の場合は、申込み月によって給付額が変わります。